連絡先:〒170 - 0013

東京都豊島区東池袋3 - 1 - 4 メゾンサンシャイ 1117

電 話: 03-6906-8779 FAX: 03-6906-5698

# 大滝人事劳務研究所便り

今年も注意!職場における「熱中症」予防対策

## 平成 21 年の発生状況

厚生労働省の発表によれば、平成 21 年の職場における熱中症による死亡者数は 8 人(前年は 17 人)だったそうです。昨年は少なかったといえますが、例年は 20 名前後で推移しています。業種別では、建設業(5人)が多くなっています。

作業開始からの日数別にみると、88%が7日以内に発生し、発生月別にみると、すべて7月か8月に発生しています。

# そもそも「熱中症」とは?

熱中症は、高温多湿な環境で体内の水分や塩分のバランスが崩れることにより、体内の調整機能が破綻して発症する障害の総称であり、以下のような様々な症状が現れます。

- ・めまい・失神
- ・筋肉痛・筋肉の硬直
- ・大量の発汗
- ・頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- ・意識障害・痙攣・手足の運動障害
- ・高体温

# 厚生労働省の取組み

厚生労働省では、「職場における熱中症の予防」について、平成21年6月に発出した通達に基づく以下の対策を図ることとしており、都道府県労働局や労働基準監督署による事業場への指導などにより、取組みを推進しています。

- (1)職場の暑熱の状況を把握し、必要な作業環境管理、 作業管理、健康管理等を行うこと
- (2)計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に 適応する期間)の設定
- (3) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の摂取
- (4)熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患



(糖尿病等)を踏まえた健康管理など 詳細につきましては、厚生労働省ホームページ 「職場における熱中症の予防について」 ( http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200 00006xcz-att/2r98520000006xjw.pdf)をご確認 ください。

# 障害者「雇用納付金制度」「雇用率制度」 の改正

#### 「障害者雇用納付金制度」とは?

障害者雇用促進法では「障害者雇用率制度」が設けられており、常用雇用労働者数が 56 人以上の一般事業主は、その常用雇用労働者数の 1.8%以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければなりません。

これを下回っている場合には、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて、1人につき月額5万円の「障害者雇用納付金」を納付しなければなりません。

一方、常用雇用労働者数が 300 人を超える 事業主で法定の障害者雇用率(1.8%)を超え て障害者を雇用している場合には、その超えて 雇用している障害者の人数に応じて、1 人につ き月額 2 万 7,000 円の「障害者雇用調整金」が 支給されます。

### 改正点について

改正障害者雇用促進法が平成21年4月から段階的に施行されていますが、平成22年7月からは、 以下の内容が施行されています。

- (1)「障害者雇用納付金制度」の対象事業主の拡大、従来は、常用雇用労働者数が「301人以上」の事業主が対象(昭和52年以降)でしたが、「201人以上」に拡大されました。なお、平成27年4月からは「101人以上」に拡大されます。
- (2)「障害者雇用率制度」の対象労働者の拡大

短時間労働者(週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)が、障害者雇用率制度の対象となりました。これにより、常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短時間労働者を「0.5 カウント」としてカウントします。

#### 改正の目的

上記(1)の改正の目的は、近年、障害者雇用が 進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の 改善が遅れているため、障害者の身近な雇用の場で ある中小企業における障害者雇用の促進を図るこ とです。

また、上記(2)については、障害者によっては、 障害の特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により 長時間労働が難しい場合があるほか、障害者が福祉 的就労から一般雇用へ移行していくための段階的 な就労形態として有効であるなどの理由から、改正 がなされました。

#### 改正の影響

今回の改正により、障害者雇用の促進が期待される一方で、初めて障害者を雇用する企業にとっては、作業施設・設備の改善、特別の雇用管理等が必要になるなど、一定の経済的負担を伴うこともあり、ハードとソフト両面での環境整備が必要となります。

# 当事務所よりひとこと

暑中お見舞い申しあげます。私事になり恐縮ですが、私は、7月15日に急性心筋梗塞で帝京大付属病院に入院し7月24日に退院しました。手術は上手く行き順調に回復しております。当日の朝、急に胸が痛くなり、救急車で運ばれたため何の準備もできず顧問の会社の皆様の研修や電話・メール等のご質問等に対して対応することが出来ませんでした。大変御迷惑をかけました。当たり前の事ですが、健康がいかに大事かという事が骨身にしみてわかりました。今後は自己管理をしっかりして行きたいと思っております。皆様にとりましてもご自分の健康には充分ご留意くださいますようにお願い申しあげます。(大滝)

大滝の入院の知らせが届いたときは、本当にびっくりしました。医学の発達は大滝の心臓にあった血栓を取り除き無事快方へと向かわせてくれましたが、心筋梗塞は最初の発作で約3割の人が命を失うといわれており、初期対応がいかに重要かがわかります。今回の場合は、心臓の専門治療が出来る病院に運ばれたことや、医師の対応が良かったことが幸いしたのだと思います。

そんな時、私たちはもちろん医師や関係者の 方々に感謝することは当然ですが、日々一生懸命 働いてくれている自分の体を敬い、自分の体の営 みに感謝して、きちんと働いてもらう生き方を意 識すること、考えることも大切なのではないかと 思います。

私たちは忙しいからといって、不規則な生活をし、ストレスがたまったからといって、暴飲暴食で発散するような生活をしがちです。それでも文句を言わずにそれを受け入れてくれているのが私たちの体です。病気になったら、医学の力で解決すれば良いと考える前に、私たちが本来持っている自然治癒力(免疫力)を、普段からもっといたわり愛し、信頼し、大切にすることが大事だと思います。皆様、暑さ厳しき折どうぞご自愛くださいますようお願いいたします。(馬場)